

2025年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド
代表者名 代表取締役
社長執行役員 最高経営責任者（CEO）
江口 祥一郎
（コード番号6632 東証プライム市場）
問合せ先 経営企画部長
遠藤 勇
（TEL 045-444-5232）

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ
（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、2025 年 11 月 13 日付の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款第 34 条の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたが、あわせて具体的な取得方法について決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 取得の方法

本日（2025 年 11 月 13 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 1,423 円で、2025 年 11 月 14 日午前 8 時 45 分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | | |
|-----|------------|---|
| （1） | 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| （2） | 取得する株式の総数 | 3,513,700 株 |
| （3） | 株式の取得価額の総額 | 4,999,995,100 円 |
| （4） | 取得結果の公表 | 2025 年 11 月 14 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表
します。 |

- （注 1） 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。
- （注 2） 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。
- （注 3） 取得した株式数が上記の取得する株式の総数に満たない場合には、2025 年 11 月 14 日以降 2025 年 12 月 23 日までの期間内において、市場環境や諸規則等を考慮したうえで、必要に応じて自己株式の取得を継続していく予定です。

ご注意：この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、同社債については米国における証券の募集または販売は行われません。

(ご参考) 2025 年 11 月 13 日付の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- | | | |
|-----|------------|---|
| (1) | 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 取得し得る株式の総数 | 500 万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 : 3.39%) |
| (3) | 株式の取得価額の総額 | 50 億円 (上限) |
| (4) | 取得期間 | 2025 年 11 月 14 日～2025 年 12 月 23 日 |
| (5) | 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、同社債については米国における証券の募集または販売は行われません。